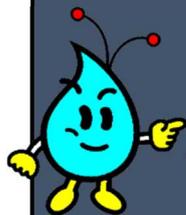


くみ取り便所から水洗トイレへの改造をご検討されている方へ



助成制度をご利用ください

札幌市では、水洗トイレの普及促進及び良好な生活環境の維持を図るため、公共下水道を使用できる区域において、くみ取り式便所を水洗トイレへ改造する方に対して、2つの助成制度(補助金・融資あっせん)を設けています。

※助成については、くみ取り式便所を水洗トイレへ改造する場合のみとなります。建物の新築・増築時や、浄化槽を廃止して水洗化する場合は対象外となります。

① 水洗化改造資金助成制度 (補助金)

●補助の内容

処理区域になってから1年以内または処理可能区域	トイレ1基につき 2万3千円を補助
処理区域になってから1年を超え2年以内	トイレ1基につき 1万7千円を補助
処理区域になってから2年を超え3年以内	トイレ1基につき 9千円を補助

●利用できる方 ☆以下の各条件をすべて満たす方

- ・ 公共下水道の供用開始から3年以内の処理区域または処理可能区域に居住する方、または住居を所有する方
- ・ 本市の排水設備指定工事業者の施工により、その住居の既設のくみ取り式便所を水洗トイレへ改造する方
- ・ 札幌市水洗化資金融資あっせん制度を利用しない方

●補助を受けるには

- ・ 裏面担当課(問い合わせ先)へ**事前相談**いただいた後に所定の申請書類を提出してください。
※なお、申請内容を本市が審査し、補助の可否について通知する前に工事に着手しますと対象外となりますので、ご注意ください。
- ・ 申請書類様式や、申請から補助金交付までの流れなど詳細につきましては、担当課までお問い合わせください。

●留意事項

- ・ 供用開始から3年が経過している処理区域に居住する方、または住居を所有する方は、当制度をご利用できません。
- ・ 当制度の利用申請の他に、『排水設備設置等確認申請書』の提出が別途必要です。
- ・ 工事のご依頼(見積・契約)やご相談は、市の排水設備指定工事業者へお問い合わせください。

② 札幌市水洗化資金融資あっせん制度

●融資の内容

利 率	無利子 ※利子は本市が負担します。
融資限度額	トイレ1基 50万円 トイレ2基以上 70万円
融 資 期 間	3年以内
返 済 方 法	元金均等割賦返済 ※本市が指定する金融機関への返済となります。

●利用できる方 ☆以下の各条件をすべて満たす方

- 処理区域または処理可能区域に居住する方
- 本市の排水設備指定工事業者の施工により、その住居の既設のくみ取り式便所を水洗トイレへ改造する方
- 市税を滞納していない方
- 融資を受けた資金について十分な弁済能力を有する方
- 水洗化改造資金助成制度(補助金)を利用しない方

●融資を受けるには

- 下記担当課(問い合わせ先)へ**事前相談**いただいた後に所定の申込書類を提出してください。
※なお、申込内容を本市および金融機関が審査し、融資の可否について通知をする前に工事に着手しますと対象外となりますので、ご注意ください。
- 申込書類様式や、申込から融資実行までの流れなど詳細につきましては、担当課までお問い合わせください。

●留意事項

- 本市が指定する金融機関へあっせんした後に、金融機関が融資審査し、融資を実行します。
- 審査には一定の期間を要しますので、本市担当課とお早めの事前相談をお願いします。
- 当制度の利用申込の他に、『排水設備設置等確認申請書』の提出が別途必要です。
- 工事のご依頼(見積・契約)やご相談は、市の排水設備指定工事業者へお問い合わせください。

<関連ホームページ [URL] >

◇『水洗化の促進』

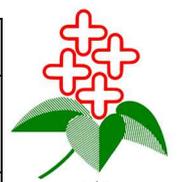
<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/06otoiawase.html>

◇『排水設備指定工事業者について』

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/haisuisetsubisiteikoujigyousha.html>



担当課(問い合わせ先)	札幌市下水道河川局 事業推進部 排水指導課
住所	札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎1階
TEL	011-818-3422



さっぽろ市
02-L02-22-2639
R4-2-1648